

令和3年度第4回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和4年3月26日(土) 午後3時00分～午後4時00分
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出 席 者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、和田 哲 委員、坂上 洋之 委員、坂詰 智美 委員、金子 淳 委員、鈴木 秀和 委員
欠 席 者	なし
議 題	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議題等</p> <p>(1) 令和3年度第2回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 東京都指定天然記念物「羽村橋のケヤキ」保護事業について－資料1</p> <p>(2) 羽村市指定無形民俗文化財「羽村の祭りばやし」について－資料2</p> <p>(3) 令和4年度文化財保護事業(案)について－資料3-1、3-2</p> <p>(4) 文化財担当職員の人事異動について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 次回日程について 令和4年5月14日(土)</p>
傍 聴 者	なし
配 布 資 料	<p>令和3年度第4回羽村市文化財保護審議会 次第</p> <p>【資料1】 東京都指定天然記念物「羽村橋のケヤキ」保護事業記録写真</p> <p>【資料2】 町指定文化財候補一覧表</p> <p>【資料3-1】 令和4年度羽村市文化財保護事業(案)について</p> <p>【資料3-2】 文化財説明板「森田十郎平道定の墓」再設置予定箇所写真</p>
会議の内容	<p>1 あいさつ</p> <p>(会長) <あいさつ></p> <p>2 議題等</p> <p>(1) 令和3年度第2回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について</p> <p>(事務局) 当日の配布となったことをお詫びする。申し訳ないが少々時間をいただいで訂正等あるかこの場で確認をお願いしたい。</p> <p>(会長) では第2回の会議録要旨について訂正、ご意見等あるか。</p> <p>(各委員) 特になし。</p> <p>(会長) 無いようなので、第2回については会議録として承認する。</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 東京都指定天然記念物「羽村橋のケヤキ」保護事業について</p> <p>(会長) 事務局からの説明をお願いする。</p>

(事務局) <【資料1】を用いて説明>
(会長) 意見、質問等はあるか。
(委員) 出来れば比較しやすいように修復前と修復後の写真があれば良かった。1枚目の下の写真はウレタン樹脂を取り除いただけか。
(事務局) ウレタン樹脂を除去して土を入れている。
(委員) 2枚目の右上の写真は何か。
(事務局) 幹の空洞内の様子である。
(委員) 棒みたいな物が4本あるが、これは何か。
(事務局) 報告書によると空洞内の土留めである。
(委員) 今回、土を入れたので土留めを作ったのか。
(事務局) 事業所に確認をし後日報告をする。
(委員) 今回、剪定で太い枝を切っているが切った部分に何も処置をしなくて良いのか。
(事務局) 切断面には薬剤を塗布している。
(委員) 防水処理をしているかどうかあわせて確認をお願いする。
(事務局) 了承した。
(会長) 質問等はあるか。無ければ次に移る。

(2) 羽村市指定無形民俗文化財「羽村の祭りばやし」について
(会長) 事務局からの説明をお願いする。
(事務局) <【資料2】を用いて説明>
(会長) 意見、質問等はあるか。
(委員) 保持団体名には5団体名しか記載されていないが、ここに追加する必要があるのか。
(事務局) 「はむらの祭ばやし保存連合会」という名称が総体的な指定となる。その同じ流れをくむ五ノ神囃子保存会についても、総体という形に含まれる。
(委員) 今後、他の団体が消滅した場合、その名称が残ることになる。その場合は名称を削除することになる。団体が追加されたのであるならばその名称もここに記載されるべきだと思う。
(委員) 前回は指定内容に変更があるのではないかという話になった。所有者が「羽村の祭ばやし保存連合会」という名で登録されていれば、問題なかったが、5団体の名前で登録されているので6団体になったのであれば指定変更になるのではないか。当時の審議会にかけerる必要があったのではないか。これからでも審議をする必要がある。
(事務局) 羽村の祭ばやし保存連合会の総会で、東町囃子保存会からわかれた同じ流派の五ノ神囃子保存会の承認がされたので、審議会には報告という形となった。まったく違う流派が入る際には内容に変更となるため、審議をする必要がある。
(委員) 保持団体が5団体なのに6団体目がここに入っていて本来入っていないその

6 団体目が補助金を受け取っているということが問題になっている。「羽村の祭ばやし保存連合会」という表記であれば問題ないが、団体名を追加するのであればそれは指定内容の変更となる。

(委員) 6 団体目が認定されたのはいつか。

(事務局) 平成 7 年 6 月 10 日の総会で認定された。

(委員) 文化財の認定の対象は一般論として 50 年経つ必要がある。1 つの方法としては所有者を「羽村の祭ばやし保存連合会」という名称に変更するという事である。

(委員) 当時は、羽村の祭りばやしを指定するにあたって指定事由は「羽村の祭りばやしを総体として伝えていく」という事である。各保存会が羽村の祭りばやしを本当に伝えているかどうか、50 年経っているかどうかという審議はこの時一切行っていない。団体自体を指定しているわけではない。「羽村の祭りばやし」を継承していくための団体を含めた審議をすればよかったが、この時、文化財指定の理由は「羽村の祭りばやし」についてである。保持団体は 5 団体ある。当時、団体ではなく「羽村の祭りばやし」を指定事由にしているのであるから、保持団体の東町囃子保存会からの 1 つの流れにある五ノ神囃子保存会が加わったという報告だけで良いのではないか。

(委員) 今回「羽村の祭ばやし保存連合会」に所有者を変更すれば良いのではないか。

(委員) 連合会ができたのはいつか。

(事務局) 昭和 59 年である。

(委員) 町指定の文化財になったのは設立されてから 7 年くらいである。

(委員) 本来は囃子保存会として 50 年経っているものをピックアップして指定すべきであった。

(委員) 「保存連合会」と変えるか、保持団体名を増やすか事後的になってもどちらかに変更をする必要がある。出来れば保持団体名を増やすほうが良い。なぜなら「連合会」と指定すると任意で加入団体が際限なく増えたり減ったりしてしまう。抑止力が無くなる。審議会が把握しやすいようにすべきである。

(委員) 団体名を増やすということは、文化財として認定する 50 年という要件を満たしていない。「連合会」であれば内容変更として審議会に報告してもらうという形が取れる。

(委員) 報告を求めたとしても形だけになってしまうので、保存会名を明記したほうがより分かりやすいと思う。

(委員) 資格の無い保持団体が文化財に認定されているということが問題ではないか。ここを「連合会」にすればそれが解消される。指定の内容を見たときに辻褄が合わなくなるということはない。

(委員) 指定台帳の指定内容に一字一句でも変更があった場合、審議会にかける必要がある。「町指定」から「市指定」になった時に指定種別変更は審議会にかけたのか。

(事務局) 指定年月日の平成 3 年 11 月 1 日は市になった日である。当時、審議会にかけたかどうかを確認する。

(委員) その指定書にはどのように書かれているか。

(事務局) ただいま用意をする。

(委員) 保持団体にあるものは、重松囃子とそれ以外は神田囃子であるか。

(事務局) 奈賀町神田囃子保存会だけが神田囃子で、それ以外は重松囃子である。

(委員) それも記載しておく必要がある。

(事務局) 別の資料には記載してある。これは職員向けの資料である。

(委員) 指定書には明記してあるのか。

(事務局) 指定書に書いてあるのか確認する。

(委員) 指定書には書かれていない。台帳に記載されているのかを確認する必要がある。

(委員) 無形文化財の指定は継承している流派保持者の名前で登録するのが一般的である。

(委員) 指定書を見てみるとそれぞれの保持団体ごとに出しているのが今更所有者を「保存連合会」とはできないようだ。一団体が増えたなら新たに指定書を出さなければならない。

(委員) 当時の指定の出し方がまずかった。これは保留し、50年たった時点で修正するように申し送りをしていくことになると思う。次回には「羽村の祭りばやし」の報告書の台帳を見せてほしい。

(事務局) 了承した。次回までに用意する。

(会長) 他に何かあるか。無ければ次に移る。

(3) 令和4年度文化財保護事業(案)について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。

(事務局) <【資料3-1、3-2】を用いて説明>

(会長) 何か質問、意見等あるか。

(委員) No.9 森田十郎平道定の墓の説明板は現在立っているのか。

(事務局) 立っていない。

(委員) もともと無かったのか。

(事務局) 稲荷神社の近くに以前はあった。

(委員) 説明板の文面はわかるか。

(事務局) わかっている。

(委員) その文面の中に田中丘隅について触れているか。道定は多摩川の治水を行った田中丘隅の甥だということを入れたほうが良い。

(事務局) 以前の説明板の文面を用意する。次回5月の審議会で文面を確認していただきたい。

(委員) 墓を移転した時にその説明板も一緒に移転しなかったのか。

(事務局) 富士見霊園に移転する際、説明板をつける位置が確定できなかったためではないかと思われる。

(委員) 復活させて製作するとなっているので説明板を破棄せずに、立てる位置が決

定次第すぐに再設置出来る様に製作しておけば良かったのではないかと。文化財説明板一覧表で他にもなぜ現在説明板が無いものが多いのかその辺りの経緯を知りたい。

(事務局)「森田十郎平道定の墓」に関しては管理されていた方が亡くなられて話を伺いに行ったところ、そのご子息が説明板が立っていたことを知らなかった。「船着き場」は玉川上水の所に立っていたが位置が違っていたので確認中である。確認でき次第設置する。平成7年度の「雨ごい坂」と平成8年度の「根搦前遺跡」は羽ヶ田上四丁目に田の周りの道路を拡幅した際に説明板を撤去し、再設置はまだ行っていない状況である。道路管理担当課長は設置する予定があることは了承している。予算措置して同じ場所付近に再設置の予定である。

(委員)道路の拡幅時に撤去したということは道路を作るほうが原因となるので、道路を作るほうで再設置してもらえればわざわざ予算を取らなくても良かったのではないかと。

(事務局)その通りである。

(委員)説明板の管轄は教育委員会、道路は土木課道路管理係である。教育委員会の設置物を勝手に撤去できるのか。

(事務局)当時相談があったとは思いますが、引継ぎが適切にされていなかった。

(委員)設置場所はわかっているのか。

(事務局)設置していた場所の写真を確認している。

(委員)先ほど森田十郎平道定の説明板の再設置は難しいという話だったがどうなるのか。再設置の了承は得ているのか。

(事務局)【資料3-2】の左上の写真の奥に設置する予定である。昨年の10月23日に管理者に確認を取ってある。生活環境課が墓地の担当なのでそちらと調整しながら進めていきたい。

(委員)説明板には分かりやすいように写真がつくのか。

(事務局)墓の位置が分かりやすいように説明板の写真や文面を製作する予定である。

(委員)羽ヶ田上遺跡については何かあるか。そこから非常に珍しい形状の翡翠の首飾りが墓壙から出土した。羽ヶ田上遺跡出土の首飾りを市の文化財に指定していただきたい。今年度も調査が続いているのか。

(事務局)令和3年度に発掘調査が終わる予定だったが、現在、3分の2の実測調査及び掘上げが終わった状況である。開発、区画整理を行うが一部分は令和4年度に繰り越しになったので、残りの部分を含めて第11次の報告書が提出される予定である。各所に届け出の手続きが終わった後に教育委員会の管轄になるので、その後文化財の指定という流れになる。

(委員)今回、区画整理の道路の部分だけ調査をしている。多摩川流域には縄文時代の集落・住居跡があるがここは中でも大きい遺跡である。市史資料編には住居が一時期1、2軒しかないと書かれているが遺跡全体の数パーセントしか調査されていない。何パーセントか調査したうえで報告書が出ているのか、それも含めて考察する必要がある。住居址も沢山出ている。ここは大きな遺跡であることを知っていただき

たい。

(委員) 文化財指定という形でアピールしていかないといけない。

(事務局) 市史の第一部会の方々が住居址や墓壙が出ているということで週1回確認している状況である。写真を撮るなどして、『羽村市史』の本編に向けて準備をしている。

(委員) 資料編はもう出ているので、本編のほうで追記をしていただきたい。

(会長) 他に意見、質問等あるか。無ければ次に移る。

(4) 文化財担当職員の人事異動について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。

(事務局) <令和4年4月1日付の文化財担当職員の人事異動について報告>

(会長) 何か質問等あるか。無ければ次に移る。

その他

(1) 次回日程について

(事務局) 令和4年度第1回羽村市文化財保護審議会は令和4年5月14日(土)15時から郷土博物館にて開催とする。

(会長) 以上で本日の審議会は終了とする。